

岐阜県後期高齢者医療広域連合における
特定事業主行動計画の取組の実施状況

岐阜県後期高齢者医療広域連合では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「岐阜県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画」を策定・実施しています。

今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 5 条の規定に基づき、計画の実施状況を以下のとおり取りまとめたので公表します。

令和 7 年 8 月 12 日

岐阜県後期高齢者医療広域連合長 柴橋 正直

1 評価年度

令和 6 年度

2 取組内容の実施状況

(1) 時間外勤務の縮減

○職員 1 人あたりの各月ごとの平均時間外勤務時間

数値目標	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
12 時間以下	6.03 時間	5.54 時間	11.78 時間

(2) 年次有給休暇の取得促進

○職員 1 人あたりの年間の年次有給休暇の平均取得日数

数値目標	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
14 日以上	17.49 日	17.15 日	12.56 日

(3) 男性職員の配偶者出産及び育児参加に関する休暇

制度が利用可能な男性職員はいませんでした。

(4) 出産・育児への配慮

妊娠中及び出産後の職員はいませんでした。

(5) セクシャル・ハラスメント等の対策

令和２年度に策定した「岐阜県後期高齢者医療広域連合ハラスメント防止に関する指針」について、研修の実施及び局内周知を行いました。

3 「取組内容の実施状況」に対する点検結果

時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進について、数値目標を達成できているため、引き続き、良好な職場環境を維持できるよう努めます。